

社会福祉施設等施設整備（国庫補助）の評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点
ア	選定実績	補助対象施設・法人の選定が偏っていないか。	3
イ	国庫補助協議基準との整合性	国通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」の整備方針に整合しているか。	3
ウ	本市施設整備計画との整合性	第7期神戸市障がい福祉計画に整合しているか。 【新規開設・創設】 日中サービス支援型グループホームの新規開設・創設か、又はその他グループホームの新規開設・創設か。 【改築・大規模改修等】 多床室の個室化など狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る改修か。 施設整備・設備設置等から10年以上経過しているか。	6
エ	設置主体の適格性	法人に障害福祉サービス等の運営実績はあるか。 過去3年以内に法に基づく勧告等を受けていないか。又は5年以内に補助協議の打ち切り等はないか（減点あり）。 ※申請時点で法人格を取得していない場合は審査対象外	3
オ	建設用地確保の確実性	確実に確保できる見込みがあるか。 ※用地の確保について書面で確認できない場合は審査対象外	3
カ	整備資金調達の確実性	確実に資金調達できる見込みがあるか。「民間社会福祉施設整備の手引き」に定める自己資金を有しているか。 ※民間社会福祉施設整備の手引きに定める自己資金を有していない場合は審査対象外	3
キ	周辺環境の適否	土砂災害警戒区域、浸水想定区域に含まれていないか。 市街化調整区域ではないか。 ※レッドゾーンの場合は審査対象外	3
ク	区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性（施設管理・防災上の必要性）	【新規開設・創設】 整備する地域で利用ニーズが見込めるか（当該障害サービス事業所が不足しているか） 【改築・大規模改修等】 耐震化その他災害対策に関する改修か。	6
合 計			30

※点数が同点の場合は、日中サービス支援型グループホーム又は市東部におけるグループホームの整備か、整備する地域で利用ニーズが見込めるか、入所施設等にあっては狭隘な居室の拡大を図る改修か、耐震化その他災害対策に関する改修か、設置年度が古いこと等により緊急度が高いか、等を優先する。